

介護老人福祉施設 重要事項説明書

社会福祉法人 聖ヨゼフ会松阪
南勢カトリック特別養護老人ホーム

当事業所は介護保険の指定を受けています。(三重県指定 第2470700218号)

当事業所はご契約者に対して指定介護老人福祉サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 聖ヨゼフ会松阪 |
| (2) 法人所在地 | 三重県松阪市小阿坂町1988-6 |
| (3) 電話番号 | 0598-58-0856 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 高木 章吉 |
| (5) 設立年月 | 平成8年4月1日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定介護老人福祉施設・平成11年12月1日指定
三重県2470700218号
※当事業所は指定短期入所生活介護を併設しています。 |
| (2) 事業所の目的 | ご利用者の人格を尊重し、心身の状況や個々のニーズを考慮し、ケアマネージメントの援助技術を活用して的確なケアやサービスを通し望まれる介護を行う。 |
| (3) 事業所の名称 | 南勢カトリック特別養護老人ホーム |
| (4) 事業所の所在地 | 三重県松阪市小阿坂町1986 |
| (5) 電話番号 | 0598-58-2230 |
| (6) 施設長(管理者) | 川上 剛志 |
| (7) 建物の概要 | 東棟 鉄筋コンクリート造 地上3階建て
既設棟 鉄筋コンクリート造 一階建(一部二階建)
延床面積 4,495.25㎡ |
| (8) 事業所の運営方針 | |

法人の事業理念であるキリスト精神に基づいて利用者及び地域社会の老人福祉向上に努め、在宅高齢者のための施設としての役割を担う。個別的なケアとサービスを重視し、利用者の主体性と自立を尊重する。

(9) 開設年月 昭和47年4月1日

(10) 入居定員 90名

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。ご利用者の心身の状況により、介護・看護・相談員責任者の判断により居室を決めさせていただきます。但し、事前に同意を得た上で決定させていただきます。

居室・設備の種類	室数	入所定員	備考
居室	個室A	東棟18室	18人
	個室B	既設棟6室	6人
	3人室	既設棟22室	66人
	合計	46室	定員90人
食堂	3箇所	東棟2箇所を含む	
談話ロビー	2箇所	東棟1箇所を含む	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、上肢交互運動器、ホットパック	
浴室	3室	機械浴・特殊浴槽・一般浴槽（スロープ付）	
個浴室	1室	東棟	
医務室	1室		
静養室	1室		

※上記は、国が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必要な義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。多床室から個室への移動の希望はお受けできません。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護老人福祉サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	員数	区分
1. 施設長（管理者）	1名	常勤・兼務
2. 介護職員	30名	常勤・兼務 非常勤・兼務
3. 生活相談員	3名	常勤・兼務
4. 看護職員	4名	常勤・兼務
5. 機能訓練指導員	2名	常勤・兼務
6. 介護支援専門員	1名	常勤・兼務
7. 管理栄養士	2名	常勤・兼務
8. 調理員	6名	常勤・兼務

※常勤：週あたりの所定勤務時間数が40時間の職員

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤務時間
1. 介護職員	① 8：00～ 17：00 ② 9：30～ 18：30 ③ 10：00～ 19：00 ④ 17：00～翌 9：00 ⑤ 18：00～翌 9：00 ⑥ 19：00～翌 9：00
2. 生活相談員	8：30～17：30
3. 看護職員	① 7：30～ 16：30 ② 8：00～ 17：00 ③ 9：30～ 18：30
4. 機能訓練指導員	9：00～18：00
5. 管理栄養士	8：00～17：00

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事することを原則としています。

(食事時間)

朝食：8：00～8：40 昼食：12：00～13：00
おやつ：15：00頃 夕食：17：40～18：30

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴層を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・作業療法士（常勤）によるリハビリを受けていただけます。
ご契約者の心身等の状況に応じて訓練計画を立て、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施いたします。
- ・理学療法士によるリハビリ（2回／月）を受けていただけます。
- ・音楽療法士によるリハビリ（2回／月）を受けていただけます。

⑤健康管理

- ・嘱託医師及び看護職員が健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈利用料金〉

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

区 分		介護サービス費 の自己負担額	個別機能 訓練加算	栄養ケアマネ ジメント加算	看護体制 加算 I	日常生活続 支援加算 I	介護職員処遇 改善加算
多床室	要介護 1	547	1 2	1 4	4	3 6	所定単位 の 5.9%
	要介護 2	614					
	要介護 3	682					
	要介護 4	749					
	要介護 5	814					
従来型個室	要介護 1	547					
	要介護 2	614					
	要介護 3	682					
	要介護 4	749					
	要介護 5	814					
多床室 (旧措置)	要介護 1	594					
	要介護 2・3	700					
	要介護 4・5	828					
従来型個室 (旧措置)	要介護 1	547					
	要介護 2・3	653					
	要介護 4・5	781					

①介護サービスに要する費用（1日あたり）（単位：円）

※その他に以下の介護給付サービス加算があります。

外泊時費用加算	246	1ヶ月に6日を限度として所定単位に代え加算
初期加算	30	入所時または退院後の再入所時に加算
退所時等相談援助加 I	460	退所前後訪問相談援助加算
” II	400	退所時相談援助加算
” III	500	退所前連携加算
経口維持加算 I	400/月	著しい誤嚥が認められる方を対象（180日まで）
” II	100/月	誤嚥が認められる方を対象（算定は180日まで）
口腔機能維持管理加算	30/月	定められた歯科衛生士の指導に基づく場合の加算
口腔衛生管理加算	110/月	口腔ケアを歯科衛生士が月4回以上行った場合
看取り加算 I	144	死亡日以前4日以上30日以下
” II	680	死亡日以前2日又は3日
” III	1280	死亡日
在宅復帰支援機能加算	10	在宅復帰に向けての支援、調整を行う場合

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

②食事の提供に要する費用（食材費及び調理費）

（単位：円）

1日あたり	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている金額		
		第1段階	第2段階	第3段階
食事の提供に係る費用	1,380	300	390	650

③居室に要する費用（水道光熱費及び室料）

（単位：円）

1日あたり		通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている金額		
			第1段階	第2段階	第3段階
居室に係る費用	多床室	840	0	370	370
	従来型個室	1,150	320	420	820

(2)(1) 以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

[理髪サービス]

月に1～2回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただくことができます。

利用料金：1回あたり 調髪のみ 1,750円 調髪と顔剃り 2,700円

③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理のサービスをご利用いただくことができます。

管理の概要は以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れられている預金。

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と、その届出印、有価証券、年金証書等。

○保管管理者：当該施設管理者（施設長）

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

・預金の預け入れ・引き出しが必要な場合、所定の届出書を保管管理者へ提出していただきます。

・保管管理者は上記届出書の内容に従い、預金の預け入れ・引き出しを行います。

・保管管理者は出入金の都度出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○利用料金：1ヶ月当たり 1,500円

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
 利用料金：材料代の実費をいただきます。

i) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容(例)	備考
1月	1日～3日 お正月 (おせち料理をいただき、新年をお祝いたします。)	特別食の材料費として実費相当分の差額をいただく場合があります。
9月	15日 敬老の日	同上
12月	25日 クリスマス (特別な料理をいただき、クリスマスをお祝いたします。)	同上
毎月	外出の日(1日/月) (買い物、飲食、お散歩等を楽しんでいただきます。)	ご利用者本人負担
隔月	喫茶会(1回/2カ月) 〔 ケーキ、饅頭、コーヒー、抹茶等好きな物を 飲食していただきます。 〕 お誕生会 (色々なアトラクションを楽しんでいただきます。)	食した実費相当分をいただきます。

他にも四季折々の行事を楽しんでいただきます。

ii) クラブ活動

音楽、書道、園芸、チャレンジ(材料代等の実費をいただく場合があります。)

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

⑦契約書第19条に定める所定の料金

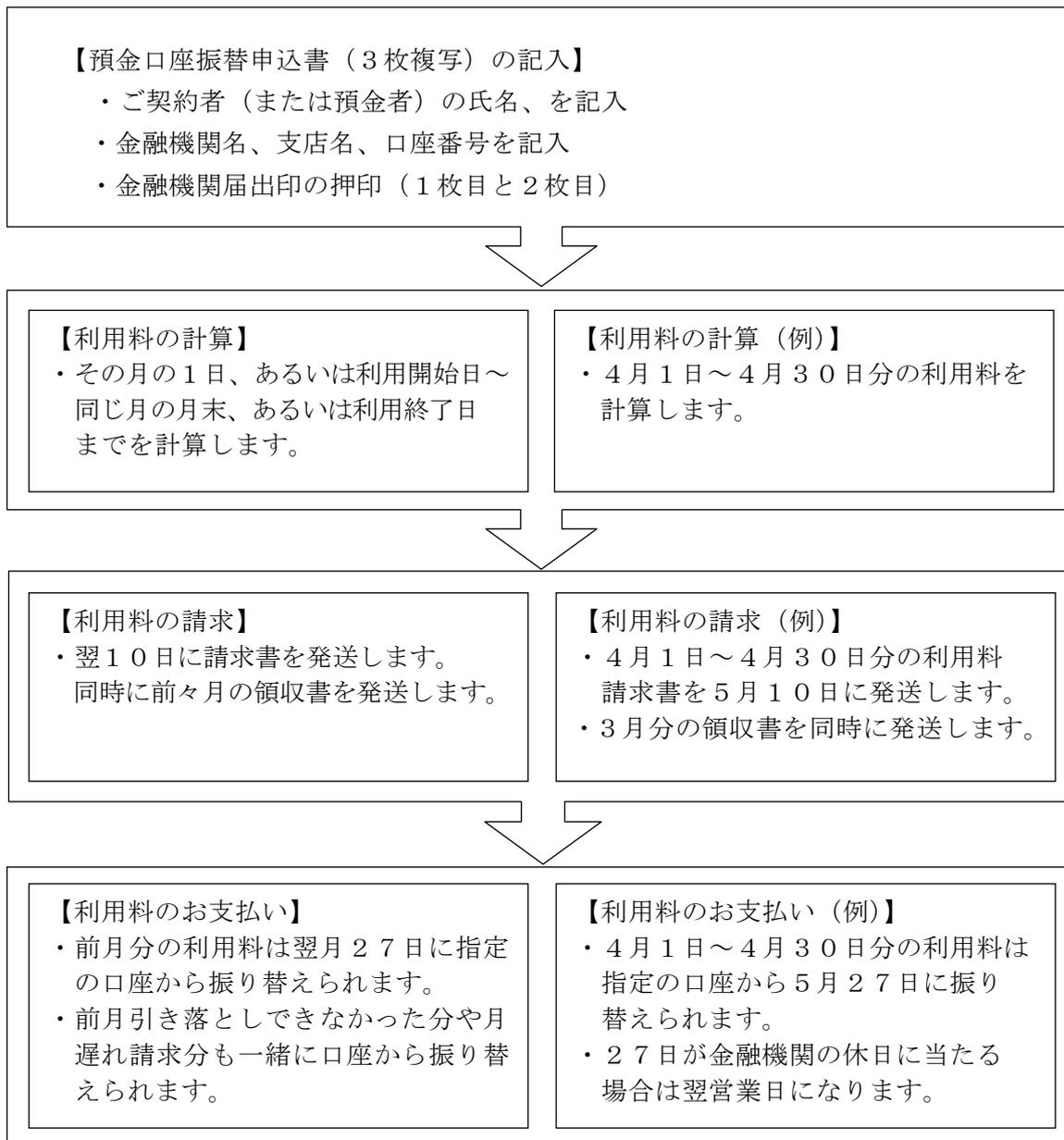
ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から居室が明け渡された日までの期間に係る料金(1日あたり)

ご契約者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
料金	5,470円	6,140円	6,820円	7,490円	8,140円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、事前にご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法

利用料金は、1ヶ月ごとに計算し、ご利用者は翌月の27日までに事業者が指定する方法でお支払いいただきます。



※ご契約者（ご利用者）と預金者が同一の場合、その方が在所期間中に永眠された場合は、翌月10日に限らず請求させていただきます。

その際は、遺留金品引き渡し時の来所の際に現金にてお支払をお願い致します。

（遠方の方や通帳預かりの契約をしている場合はこの限りではありません。）

※要介護度や負担限度額が確定していない場合や預金口座振替依頼書の提出が遅れた場合は口座振替が遅れる場合がありますのでご了承下さい。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記契約医療機関において診療を受けます。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関の指定及び契約医療機関以外の診療の指定はお受けできません。

(但し、契約担当医が指定した総合病院等を受診する場合はこれにあたりません。)

◎契約医療機関

医療機関の名称	宮村医院	こにし内科	こむら内科
所在地	松阪市小阿坂町 299-1	松阪市伊勢寺町 2927-1	松阪市船江町 524-1
診療科	内 科	内 科	内 科
医療機関の名称	中西医院	松阪厚生病院	阪口歯科
所在地	松阪市魚町 1707	松阪市久保町 1927-2	松阪市鎌田町 692-30
診療科	眼 科	精神科	歯 科

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）（契約書第13条参照）

当施設との契約では、契約が終了する期間は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破損した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行いその結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が連続して3ヶ月を超えて、病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- ⑤ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

→ * 契約者が病院等に入院された場合の対応について *（契約書第18条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

1ヶ月につき6日以内（連続して7泊、複数月にまたがる場合は12泊）短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料をご負担いただきます。 1日あたり 246円

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記料金をご負担いただきます。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

〈入院期間中の利用料金〉

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第17条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護、老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ご契約者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として400円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

7. 残置物引取人（契約書第20条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第22条参照）当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用についてはご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当者 黒谷 晃平 吉田 広
- 苦情解決責任者 施設長 川上剛志
- 受付時間 毎週月曜日から金曜日 8：30～17：30

また、苦情受付ボックスを事務所脇に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

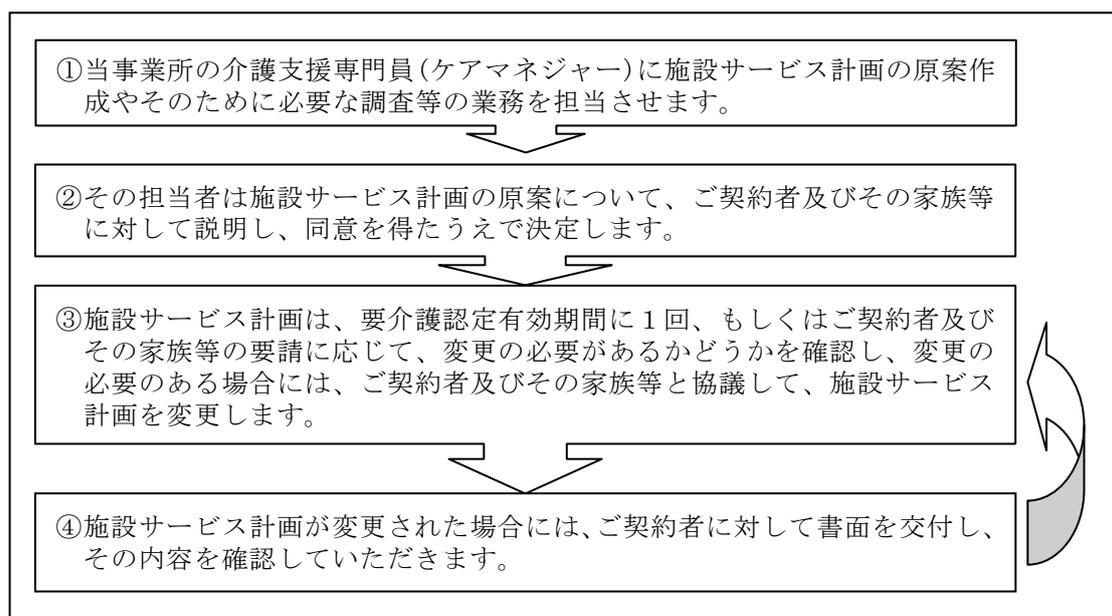
聖ヨゼフ会松阪 第三者委員	上村 武 委員 TEL0598-21-0274 中山 清治委員 TEL0598-34-1602
松阪市役所 介護高齢課	所在地 三重県松阪市殿町 1340 番地 1 TEL0598-53-4090
三重県国民健康保険 団体連合会 介護保険課	所在地 三重県津市栄町 143-1 TEL059-213-6500
松阪保健福祉事務所 福祉相談室	所在地 三重県松阪市高町 138 TEL0598-50-0527

9. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

（契約書第2条参照）



10. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管すると共に、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載する等適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

11. サービスの利用に関する留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。
衣類、日常生活用品、書籍等、及び身の回りの品々

(2) ご面会

面会時間 8:00～19:00 (指定時間外のご面会は事前にご連絡下さい。)

※来訪者は、必ずその都度事務所前の面会票にご記入下さい。

※危険物の持ち込み及びペット等を連れての入室はご遠慮下さい。

※感染症等予防のため、手洗いをして面会をお願いします。

(3) 外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1ヶ月につき連続して7日、複数月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中、1日につき246円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う事はできません。

(6) 喫煙

全館禁煙となっております。

12. 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

平成 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

ご契約者住所

ご契約者氏名 印

ご利用者氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はそのご家族への重要事項説明のために作成したものです。